

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」等の施行について

平成9年12月18日
厚生省社会・援護局長

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」(平成9年法律第90号。以下「本法」という。)は、先の第140回国会で成立し、平成10年4月1日から施行されることとなっている。また、平成9年11月26日には、本法施行規則が公布されるとともに、同規則第2条第10号に該当する施設について文部大臣の指定が行われた。

これに伴い、文部省教育助成局長からも本職あて、その実施について協力方依頼を受けたところである。

本法等の制定趣旨、内容は別添の文部事務次官通達のとおりであり、教育職員の資質の向上を図るとともに社会福祉施設等に対する理解を深めるためにも有意義なものであることから、厚生省としても、これに協力することとしている。貴職においても、社会福祉施設等での介護等の体験が円滑に行われるよう、下記に留意の上、介護等の体験の対象となる社会福祉施設等(別紙)に対し本法の趣旨、内容を周知される等協力方よろしく願います。

なお、都道府県社会福祉協議会に対しては、全国社会福祉協議会から同旨の連絡がなされる予定である。

記

1 介護等の体験の内容について

介護等の体験の内容について、本法第2条第1

項において「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験(介護等の体験)」と規定されており、介護、介助のほか、障害者等の話し相手、散歩の付き添い等の交流等の体験、あるいは掃除や洗濯のように高齢者等と直接接することはないが受入施設の職員に必要とされる業務の補助等も含む幅広いものであること。

したがって、受入施設においては、介護等の体験を行う者の知識・技能の程度、当該施設における業務の状況等を勘案して、体験内容等を設定するよう指導されたいこと。

2 受入れの調整等について

(1) 社会福祉施設等へ学生を受け入れるための調整窓口に関しては、各都道府県社会福祉協議会が担当する予定であり、具体的な調整の仕組み、学生負担の額やその取扱い等については全国社会福祉協議会から各都道府県社会福祉協議会に対して別途連絡する予定であること。

(2) 介護等の体験を行う学生の円滑な受入れを確保するためには、都道府県社会福祉協議会、社会福祉施設等、都道府県・指定都市・中核市社会福祉主管部局、都道府県・指定都市教育委員会、特殊教育諸学校及び大学の間で緊密な連携が必要であること。

なお、受入れ調整の在り方に関する連絡調整を行う都道府県単位の体制整備を文部省において検討中であること。

介護等体験対象施設

施行規則により指定されている施設	
<p>(児童福祉法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児院 ・母子生活支援施設 ・児童養護施設 ・精神薄弱児施設 <ul style="list-style-type: none"> 〔精神薄弱児施設 〔自閉症児施設 ・精神薄弱児通園施設 ・盲ろうあ児施設 <ul style="list-style-type: none"> 〔盲児施設 〔ろうあ児施設 〔難聴幼児通園施設 ・肢体不自由児施設 <ul style="list-style-type: none"> 〔肢体不自由児施設 〔肢体不自由児通園施設 〔肢体不自由児療護施設 ・重症心身障害児施設 ・情緒障害児短期治療施設 ・児童自立支援施設 <p>(身体障害者福祉法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者更生施設 <ul style="list-style-type: none"> 〔肢体不自由者更生施設 〔視覚障害者更生施設 〔聴覚・言語障害者更生施設 〔内部障害者更生施設 〔重度身体障害者更生援護施設 ・身体障害者療護施設 ・身体障害者授産施設 <ul style="list-style-type: none"> 〔身体障害者授産施設 〔重度身体障害者授産施設 〔重度障害者通所授産施設 〔身体障害者福祉工場 	<p>(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者生活訓練施設 ・精神障害者授産施設 <ul style="list-style-type: none"> 〔精神障害者授産施設 (入所) 〔精神障害者授産施設 (通所) ・精神障害者福祉工場 <p>(生活保護法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救護施設 ・更生施設 ・授産施設 <p>(社会福祉事業法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授産施設 <p>(精神薄弱者福祉法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神薄弱者更生施設 <ul style="list-style-type: none"> 〔精神薄弱者更生施設 (入所) 〔精神薄弱者更生施設 (通所) ・精神薄弱者授産施設 <ul style="list-style-type: none"> 〔精神薄弱者授産施設 (入所) 〔精神薄弱者授産施設 (通所) 〔精神薄弱者福祉工場 <p>(老人福祉法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人デイサービスセンター ・老人短期入所施設 ・養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム <p>(心身障害者福祉協会法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第17条第1項第1号に規定する福祉施設 <p>(老人保健法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人保健施設

告示により指定されている施設

- ・児童福祉法第6条の2第3項に規定する児童デイサービス事業であって、市町村が実施し、又は委託するものを行う施設
- ・身体障害者福祉法第4条の2第3項に規定する身体障害者デイサービス事業であって、市町村が実施し、又は委託するものを行う施設
- ・精神薄弱者を施設に通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練その他の便宜を提供し、かつ精神薄弱者を現に介護する者に対し介護方法の指導その他の便宜を提供する事業であって、市町村が実施し、又は委託するものを行う施設
- ・高齢者又は身体障害者に対し老人福祉法第10条の4第1項第2号又は身体障害者福祉法第18条第1項第2号に規定する便宜を供与し、併せて高齢者、身体障害者等に対する食事の提供その他の福祉サービスで地域住民が行うものを提供する事業であって、市町村又は社会福祉法人が実施するものを行う施設
- ・老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームのうち、当該有料老人ホーム内において介護サービスの提供を行うことを入居契約において定めているもの(軽度の介護サービスの提供のみを行うものを除く。)
- ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第39条に規定する事業を行う施設
- ・児童福祉法第27条第2項に規定する指定国立療養所等